

承第2号

専決処分の報告及び承認について

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月14日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市専第5号

専 決 処 分 書

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第22条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日

三島市長 豊岡 武士